

平成22年11月第264回定例会 議員提出議案及び審査結果

(12月2日提出)

- 発議第1号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加を行わないよう求める意見書案
案 (12月2日原案可決・賛成多数)
〔賛成：自民、公健、共産、林檎、社県 / 反対：民主〕
- 発議第2号 朝鮮高級学校を高校授業料無償化の対象とすることについて反対する意見書案
(12月2日原案可決・賛成多数)
〔賛成：自民、民主、公健、林檎 / 反対：共産、社県〕
- 発議第3号 ロシア大統領の北方領土訪問に対し、毅然とした外交姿勢を求める意見書案
(12月2日原案可決・賛成多数)
〔賛成：自民、公健、共産、林檎、社県 / 反対：民主〕
- 発議第4号 尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書案
(12月2日原案可決・賛成多数)
〔賛成：自民、公健、共産、社県 / 反対：民主、林檎〕
- 発議第5号 政府に対し万全の危機管理体制の構築を求める意見書案
(12月2日原案可決・賛成多数)
〔賛成：自民、公健、林檎 / 反対：民主、共産、社県〕
- 発議第6号 都道府県単位の国保広域化に関する意見書案 (12月2日原案否決・賛成少数)
〔賛成：共産、社県 / 反対：自民、民主、公健、林檎〕
- 発議第7号 高齢者の医療費窓口負担増と国民健康保険に関する意見書案
(12月2日原案否決・賛成少数)
〔賛成：共産、社県 / 反対：自民、民主、公健、林檎〕

(12月7日提出)

- 発議第8号 議員の位置付けの明確化及び都道府県議会議員の選挙区制度の見直しの早期実現を求める意見書案
(12月7日原案可決・満場一致)
- 発議第9号 平成22年陸奥湾ホタテガイ高水温被害に対する支援強化を求める意見書案
(12月7日原案可決・満場一致)
- 発議第10号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書案 (12月7日原案可決・満場一致)
- 発議第11号 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書案
(12月7日原案可決・満場一致)
- 発議第12号 ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）総合対策を求める意見書案
(12月7日原案可決・満場一致)

※議案の賛否状況において略記した会派の名称は次のとおりです。

自民＝自由民主党 民主＝民主党 公健＝公明・健政会 共産＝日本共産党
林檎＝クラブ林檎 社県＝社民党・県民クラブ

環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への 参加を行わないよう求める意見書案

（発議第1号・原案可決）

菅総理大臣は、去る10月1日に行われた所信表明演説において、「環太平洋パートナーシップ協定（ＴＰＰ）交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指す」と表明した。また、11月9日には、関係国との協議を開始するなどの「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定した。

ＴＰＰは、関税撤廃の例外を認めない完全な貿易自由化を目指しており、また、物品貿易だけでなくサービス貿易、政府調達、競争、知的財産や人の移動等を含む包括的な交渉が行われることとなる。

このため、十分な準備のないまま、稚拙にこの交渉に参加し、関税等の国境措置が撤廃された場合、国内の農林水産業生産額や食料自給率及び農山漁村の多面的機能の維持・存続を根底から揺るがすことになるだけでなく、情報、金融、郵政等幅広い分野さらには雇用への深刻な影響も懸念される。

仮に、農業分野において戸別所得補償で農家所得を補償するとしても、輸入の急激な増大により国内生産が減少するなど、全国有数の食料供給県である本県においても、農林水産業が壊滅的な状況に陥るだけでなく、関連産業を含めた雇用環境が極度に悪化し、地域経済に深刻な打撃を与えることは明白である。

よって、政府におかれては、国及び本県農林水産業の安全かつ継続的な経営を進めるとともに、わが国の食料自給率を確保するため、ＴＰＰ交渉に参加しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月2日

青森県議会

朝鮮高級学校を高校授業料無償化の対象とする ことについて反対する意見書案

(発議第2号・原案可決)

朝鮮高級学校を高校授業料無償化の対象とするかについて、文部科学省は5月に委員や議事録が一切非公開の「検討会議」を設置し、8月末に教育課程等については、「個々の具体的な教育内容については基準としない」とする、朝鮮高級学校を高校授業料無償化の対象とするか審査する際の「判断基準」を取りまとめた。

教育とは内容そのものであり、「教育内容を判断基準としない」という結論については、国民から多くの疑問が出ている。しかし、高木文部科学大臣は、11月5日に「検討会議」の結論をほぼ踏襲した、「審査基準」を正式に発表した。これにより、外形的な基準が整えば、朝鮮高級学校が高校授業料無償化の対象となる可能性が極めて高くなった。

しかし、朝鮮高級学校では、特に歴史教育において、金日成・金正日に対する徹底した個人崇拜のもと、客観的な事実に基づく朝鮮の歴史ではなく、「金日成・金正日の家系史」が教育されており、到底、「歴史教育」あるいは「民族教育」と呼べる内容ではない。

さらには、朝鮮戦争は米国・韓国が引き起こした、大韓航空機爆破事件は韓国のでっち上げ、拉致問題についても日本当局が極大化したなどの、虚偽・捏造の歴史が教育されている。このような教育内容は、朝鮮高級学校に通う子供達に対して、日本社会や国際社会に対する軋轢を生み出すものであり、独裁体制を支えるための「思想教育」として人権侵害の疑いさえある。

このように、教育内容について数多くの問題点が指摘されているが、政府案では指定の前に教育内容を判断することはできず、指定に際しての「留意事項」として改善を促すこととなる。しかし、留意事項の履行状況の確認についても、必要と認めるときに報告を求めるに留まり、原則的には朝鮮学校に自主的な改善を促すのみなので、真に教育内容の是正が図られるかは保証されていない。

なお、公安調査庁は、朝鮮学校の管理・運営は朝鮮総連の指導の下に進められており、朝鮮総連の影響は、朝鮮学校の教育内容、人事、財政に及んでいると国会で説明している。さらに、北朝鮮の朝鮮労働党の機関紙は、就学支援金の支給は、生徒への支援ではなく朝鮮学校への支援であるという認識の報道を行っている。このような状況のもとで朝鮮学校を無償化の対象としても、就学支援金が真に生徒の教育費負担の軽減に充当されることを保証することは、極めて困難である。

朝鮮高級学校を高校授業料無償化の対象とするか判断するに際しては、教育内容の是正及び就学支援金が生徒の授業料の支払いに充当されることを審査の前提条件とすべきであり、朝鮮学校がその条件を受け入れない場合、公金を投入して無償化の対象とするべきではない。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月2日

青森県議会

**ロシア大統領の北方領土訪問に対し、
毅然とした外交姿勢を求める意見書案**

(発議第3号・原案可決)

ロシアのメドベージェフ大統領が11月1日、わが国固有の領土である北方四島の一つ、国後島を訪問した。

北方領土は歴史的にも国際法上もわが国固有の領土であることは明白であり、ロシアも1993年の「東京宣言」において「北方四島の帰属に関する問題については、歴史的・法的事実に基づき、両国間での合意の上、作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決する」との指針を確認している。

旧ソ連時代を含め、ロシアの国家元首が北方領土を訪問したのは初めてであり、大統領の訪問はこうした日露両国間の合意を無視し、ロシアによる四島の不法占拠を既成事実化しようとするものである。

また、訪問の背景には、普天間飛行場移設問題や、中国人船長釈放問題など、民主党政権がもたらした外交史上例を見ない失態があることは明白であり、更なる外交上の失態はわが国及びアジア太平洋地域の安全保障、経済発展に重大な影響を与える。

よって、国においては、今般のメドベージェフ大統領の北方領土訪問に厳重に抗議するとともに、毅然たる外交姿勢でロシアに対して臨むよう強く求めるとともに、北方領土問題を早期解決に導くためにも、早急に外交戦略の立て直しを図るよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月2日

青 森 県 議 会

尖閣諸島沖における中国漁船衝突事件に関する意見書案

(発議第4号・原案可決)

9月7日、尖閣諸島沖の日本領海内で中国漁船衝突事件が発生し、那覇地方検察庁は9月24日、公務執行妨害容疑で逮捕された中国人船長を処分保留のまま釈放した。

「尖閣諸島は日本固有の領土で領有権の問題は存在しない」というのが政府の見解である。過去の経緯を見ても中国や台湾が領有権について独自の主張を行うようになったのは、1970年以降であり、それ以前はどの国も異議を唱えたことはなかった。

しかしながら、船長を釈放したことは「中国の圧力に屈した」との印象を与え、今後同様の事件に関しては、国内法に基づいて厳正に対処していく姿勢を貫かなければならない。また、このような結果は、国際社会にも誤ったメッセージを与え、現政権与党の国家主権に対する認識に疑問を抱かざるを得ず、極めて遺憾である。

また、中国漁船による悪質な公務執行妨害の模様を収録したビデオを公開せず、海上保安官による流出を招いたことは、国民の公開を求める声をないがしろにし、非公開の方針を決定した政府全体の姿勢によるものと言わざるを得ない。

よって、国会及び政府においては、次の事項を実現し、毅然とした外交姿勢を確立されることを求める。

1. 「尖閣諸島は日本の固有の領土である」との態度を明確に中国及び諸外国に示し、今後同様の事件が起こった際は、国内法に基づき厳正に対処すること。
2. 海上保安庁が撮影した衝突時のビデオを全面的に公開し、国内外に事実関係を明確に示すこと。
3. 政府は、検察当局の判断も含め釈放に至った経緯、ビデオの非公開とする方針を決めたことに対する説明責任を果たすこと。
4. 中国からの謝罪や賠償には応じず、日本が被った損害を請求すること。
5. 尖閣諸島の警備体制を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月2日

青森県議会

政府に対し万全の危機管理体制の構築を求める意見書案

(発議第5号・原案可決)

11月23日に北朝鮮による韓国領延坪島陸上に対して卑劣な砲撃が行われた。

砲撃は朝鮮戦争休戦以来、初めて韓国領土に対して無差別に行われた攻撃であり、北東アジアの平和と安定にとって重大な影響を与えるばかりでなく、わが国の周辺事態にも発展しかねない事態である。

地方自治体は周辺事態が発生すれば、周辺事態法に基づき関係行政機関の求めに応じ港湾・空港の使用等、国に協力する。国家の危機管理は国と地方自治体が有機的に連携・協力してなされるものであり、その司令塔たる内閣が、関係閣僚会議の遅延、更には、国防に関する重大緊急事態へ対応するための安全保障会議が開かれないなど、このような危機意識の薄い対応では、わが国の平和・安全・領土を守る体制として誠に心もとないと言わざるを得ない。

よって、政府に対して万全の危機管理体制の構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月2日

青 森 県 議 会

都道府県単位の国保広域化に関する意見書案

(発議第6号・原案否決)

政府の「高齢者医療制度改革会議」は8月20日、「高齢者のための新たな医療制度等について」(中間とりまとめ)を発表し、国保の運営について「全年齢を対象に都道府県単位化を図る」とし、平成23年度からその「環境整備」を推し進めていくこととしています。

そもそも、国保運営を都道府県にせず市町村にしたのは、市町村によって医療供給体制の違い、年齢層、所得など住民の状況の違いが歴然としてあり、都道府県の広域的運営ではその差が余りにも大きく、無理があります。市町村国保だからこそ、住民健診など連動させながら命と健康を守ってきたのです。

広域化されると、市町村条例によって実施されている様々な保険料減免制度は全廃され、住民と自治体が築き上げてきた子ども医療費助成や高齢者医療費窓口負担軽減などの住民サービスの制度がなくなれます。

自治体が一般会計からの独自の繰り入れや条例をつくって住民の命と健康を守る行政を進めてきたのは、市町村に権限があるからこそ出来たのであり、国保の広域化は、この市町村の大事な仕事を放棄させるものです。

よって、政府におかれましては、都道府県単位の国保広域化をやめるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月2日

青 森 県 議 会

高齢者の医療費窓口負担増と国民健康保険に関する意見書案

(発議第7号・原案否決)

厚生労働省は、10月25日、「第11回高齢者医療制度改革会議」に対し、新たな高齢者医療制度における70歳から74歳の窓口負担割合を現行1割から2割に倍増させる提案を行ないました。

2006年の「医療改革」で2割負担が出されましたが、引き上げに対する高齢者の怒りの声が高まり、1割のまま据え置かれてきました。

高齢者の窓口負担の倍増は、医者にかかれない高齢者をますます増やし、病気になりがちな老後の不安を一層増幅することになります。

民主党政権は、「後期高齢者医療制度の即時廃止」や「高齢者の保険料は現行水準の維持、または軽減」「70歳以上の自己負担を1割」を公約してきましたが、この約束は守られなければなりません。

今、求められていることは、市町村国保会計に対する国庫負担24.1%を1984年の49.8%の水準に引き上げるなど、医療に対する国庫負担を大幅に引き上げることです。

よって、政府におかれましては、高齢者の医療費窓口負担増をやめ、国保会計への国庫負担を引き上げるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月2日

青 森 県 議 会

議員の位置付けの明確化及び都道府県議会議員の 選挙区制度の見直しの早期実現を求める意見書案

(発議第8号・原案可決)

議会を構成する地方議会議員が、本会議・委員会において行政に対する監視や政策立案のための充実した審議を行うことは、当該地方自治体の事務に関する調査研究や、住民意思の把握など不断の議員活動に支えられている。しかしながら、議員の責務に関する法律上の規定がないこともあり、議員活動に対する住民の理解が十分得られていないのが現状である。議会が住民に期待される機能を十分発揮できるようにするため、公選職としての地方議会議員の責務を法律上明記するとともに、専門化している都道府県議会議員の特性を踏まえて、議員の責務を果たすにふさわしい活動基盤を強化することが喫緊の課題となっている。

さらに、都道府県議会議員の選挙区について、「郡市の区域による」としている公職選挙法の規定(第15条)を改正し、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすることにより、住民意思を正しく議会に反映させ、地域の振興を図る制度とすることも重要な課題である。

よって、来年の通常国会において関係法律の改正を行い、選挙制度の見直しを含め地方議会議員の活動基盤を強化するため、次の事項を実現するよう強く要請する。

- (1) 住民から選挙で選ばれる「公選職」としての地方議会議員の特性を踏まえ、その責務を法律上明らかにするとともに、責務遂行の対価について、都道府県議会議員については「地方歳費」又は「議員年俸」とすること。
- (2) 地方議会議員の活動基盤を強化するため、現在法文上調査研究活動に特化されている政務調査費制度を見直し、住民意思の把握や議員活動報告のための諸活動を加え、幅広い議員活動又は会派活動に充てることを明確にすること。
- (3) 議会意思を確実に国政等に反映させるため、議会が議決した意見書に対する関係行政庁等の誠実回答を義務付けること。
- (4) 住民意思を正しく議会意思に反映させるとともに地域の振興を図るため、都道府県議会議員の選挙区について、「郡市の区域による」としている公職選挙法の規定(第15条)を改正し、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月7日

青 森 県 議 会

平成22年陸奥湾ホタテガイ高水温被害に対する 支援強化を求める意見書案

(発議第9号・原案可決)

青森県陸奥湾のホタテガイ養殖産業は、生産額が120億円を超え、水産加工を含めた生産額は250億円に上るなど陸奥湾沿岸地域の基幹産業となっている。

今夏の記録的な猛暑により、陸奥湾の海水温（水深15メートル層）は、7月下旬から平年より高めとなり、8月、9月には、平年より2℃から3℃高く推移し、本年9月7日には、観測史上過去最高の26.8℃を記録した。また、高水温の日数は、ホタテガイの生理・生態に影響を及ぼすとされる23℃以上の日数が54日、過去に観測されたことのない26℃以上の日数も12日を記録した。

これらの異常な高水温により、陸奥湾の養殖ホタテガイが大量にへい死しており、本年出荷予定の成貝はもとより、来年の産卵母貝となる成貝、来年半成貝として出荷を予定している稚貝の被災は、漁業者をはじめ関連する水産加工業の経営や雇用といった地域経済に甚大な打撃をもたらしている。

さらに、今回の被災による母貝と稚貝の不足は、来年度以降の生産に大きく影響を及ぼし、その回復には数年の期間を要することが想定されている。

よって、国においては、漁業者及び関連水産加工業の経営安定を図るため、生産対策をはじめ、共済・金融対策、水産加工対策、試験研究の推進や地方自治体への支援など、以下の支援策を講じ、陸奥湾ホタテガイ産業の早期復興に対して支援を強化するよう求める。

- 1 母貝を確保する事業に対して支援すること
- 2 漁業共済金の早期支払いとともに、新たな漁業所得補償対策の早期適用を図ること
- 3 持続的なホタテガイ養殖の確立に向けた試験研究を推進すること
- 4 ホタテガイ加工業の原料確保を支援する水産加工原料確保緊急対策事業を継続すること
- 5 被害状況に応じて天災融資法を発動すること
- 6 ホタテガイ高水温被害対策について県・市町村が要する経費について特別交付税措置を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成22年12月7日

青森県議会

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書案

(発議第10号・原案可決)

政府は平成22年度予算から導入した子ども手当について、全額国庫負担で実施するとの方針を繰り返し表明してきたが、22年度予算では「暫定措置」として地方負担約6100億円が盛り込まれた。

本来、全額国庫負担が原則だった子ども手当について、原口一博前総務大臣は国会答弁等で、地方負担を23年度以降は継続しないことを明確にしていたにもかかわらず、現政権は来年度以降も地方負担を求めることに前向きな考えを示している。

子育て支援は地域の実情に応じ地方自治体が創意工夫を発揮できる分野を地方が担当すべきであり、子ども手当のような全国一律の現金給付については国が担当し、全額を負担すべきである。こうした内容について地方との十分な協議もないままに、来年度予算でも地方負担を継続されることに強く反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月7日

青 森 県 議 会

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書案

(発議第11号・原案可決)

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で、脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされ、頭痛、めまい、耳鳴り、倦怠感等、多種多様な症状が複合的に現れるという特徴をもっています。

今年4月、厚生労働省より、本症とわかる前の検査費用は保険適用との事務連絡が出されました。これは、本来、検査費用は保険適用であるはずのものが、地域によって対応が異なっていたため、それを是正するため出されたものです。これは、患者にとり朗報でした。しかし、本症の治療に有効であるブラッドパッチ療法については、いまだ保険適用されず、高額な医療費負担に、患者及びその家族は、依然として厳しい環境におかれています。

平成19年度から開始された「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業（当初3年間）は、症例数において中間目標100症例達成のため、本年度も事業を継続して行い、本年8月に遂に、中間目標数を達成しました。今後は、収集した症例から基礎データをまとめ、診断基準を示すための作業をすみやかにを行い、本年度中に診断基準を定めるべきです。そして、来年度には、診療指針（ガイドライン）の策定およびブラッドパッチ療法の治療法としての確立を図り、早期に保険適用とすべきです。また、本症の治療に用いられるブラッドパッチ療法を、学校災害共済、労災、自賠責保険等の対象とすべきです。

よって国においては、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立を早期に実現するよう、以下の項目を強く求めます。

記

1. 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、症例数において中間目標（100症例）が達成されたため、本年度中に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること。
2. 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、来年度（平成23年度）に、ブラッドパッチ治療を含めた診療指針（ガイドライン）を策定し、ブラッドパッチ療法（自家血硬膜外注入）を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用とすること。
3. 脳脊髄液減少症の治療（ブラッドパッチ療法等）を、災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象に、すみやかに加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月7日

青森県議会

ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）

総合対策を求める意見書案

（発議第12号・原案可決）

ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）は、致死率の高い「成人T細胞白血病（ATL）」や、進行性の歩行・排尿障害を伴う「せき髄疾患（HAM）」等を引き起こします。国内の感染者数（キャリア）は100万人以上と推定され、その数はB型・C型肝炎に匹敵します。毎年約1000人以上がATLで命を落とし、HAM発症者は激痛や両足麻痺、排尿障害に苦しんでいます。一度感染すると現代の医学ではウイルスを排除することができず、いまだに根本的な治療法は確立されていません。

現在の主な感染経路は、母乳を介して母親から子どもに感染する母子感染と性交渉による感染であり、そのうち母子感染が6割以上を占めています。このウイルスの特徴は、感染から発症までの潜伏期間が40年から60年と期間が長いことです。そのため、自分自身がキャリアであると知らずに子どもを母乳で育て、数年後に自身が発症して初めて我が子に感染させてしまったことを知らされるケースがあります。この場合、母親の苦悩は言葉では言い表せません。一部自治体では、妊婦健康診査時にHTLV-1抗体検査を実施し、陽性の妊婦には授乳指導を行うことで、効果的に感染の拡大を防止しています。

平成22年10月6日、厚生労働省は、官邸に設置された「HTLV-1特命チーム」における決定を受け、HTLV-1抗体検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目に追加し、妊婦健康診査臨時特例交付金に基づく公費負担の対象とできるよう、通知を改正し、各自治体に発出しました。これにより全国で感染拡大防止対策が実施されることとなります。そのためには、医療関係者のカウンセリング研修やキャリア妊婦等の相談体制の充実を図るとともに、診療拠点病院の整備、予防・治療法の研究開発、国民への正しい知識の普及啓発等の総合的な対策の推進が不可欠です。

よって政府におかれましては、ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）の感染拡大防止に伴う「HTLV-1総合対策」を推進するため、以下の項目について早急を実現するよう強く要望いたします。

記

- 一、医療関係者や地域保健担当者を対象とした研修会を早急を実施すること。
- 一、感染者および発症者の相談支援体制の充実を図ること。
- 一、発症予防や治療法に関する研究開発を大幅に推進すること。
- 一、国民に対する正しい知識の普及と理解の促進を図ること。
- 一、発症者への支援、福祉対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月7日

青森県議会